

公益社団法人広島県社会福祉士会 2024 年度臨時総会議事録

- 1 開催日時 2025 年 2 月 9 日（日）13：00～13：30
- 2 場 所 広島市南区比治山本町 12-2 広島県社会福祉会館会議室 1・2
- 3 出席者 正会員数 1,136 名
出席会員 859 名（うち書面等表決者 370 名、表決委任者 463 名）
- 4 出席役員等
会長（代表理事） 三上和彦（議事録作成者）
副会長（業務執行理事） 原本明美 駄賀健治
業務執行理事 兼池麻子 鈴川千賀子 川西顕 原本一
理事 石田博嗣 仁井恭子 今宮康雄 石丸直人
岡野宏哉 牧洋至 巴直樹
監事 竹本了

5 議事の経過の概要及び議決の結果

定刻に至り、駄賀副会長が司会となり、開会を告げた。三上会長が挨拶をしたのち、駄賀副会長が議長の選出について議場に諮ったところ、会場から中村真和会員を推薦する声があり、それを受けて駄賀副会長が議場に諮ったところ、全員異議なく賛成したので、中村会員が議長に選任され、議長席につき就任の挨拶をした。ついで定款第 19 条第 2 項の規定により議事録署名人の選出について議場に諮ったところ、原本明美会員、鈴川千賀子会員、竹本了監事が選任された。

議長は、本総会の出席者数を確認し、正会員総数は 1,136 名であり、正会員の本人出席 26 名、書面等表決者 370 名、表決委任者 463 名で、正会員数の過半数（569 名）の出席を得ため、定款第 16 条第 1 項に定める定足数を満たし本会が有効に成立した旨を述べ、直ちに審議に入った。

第 1 号議案 広島県社会福祉士会定款の一部改正について

議長は、定款の一部改正について、次のとおり新旧対照表により改正案を示し、三上会長が説明した。

(1)定款第 13 条関係

改正案	現行
（開催） 第 13 条 総会は、定時総会及び臨時総会の 2 種とする。 2 定時総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に 1 回開催する。 （以下略）	（開催） 第 13 条 総会は、定時総会及び臨時総会の 2 種とする。 2 定時総会は、毎年 1 回、5 月に開催する。 （以下略）

(2)定款第 17 条関係

改正案	現行
（議決権の代理行使） 第 17 条 正会員は、他の正会員を代理人としてその議決権の行使を委任することができる。この場合は、総会に出席したものとする。 2 前項の規定により議決権を行使する場合には、当該正会員又はその代理人は、本会に対し、代理権を証	（議決権の代理行使） 第 17 条 正会員は、他の正会員を代理人としてその議決権の行使を委任することができる。この場合は、総会に出席したものとする。 2 前項の規定により議決権を行使する場合には、当該正会員又はその代理人は、代理権を証する書面を本

する書面を提出又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供しなければならない。	会に提出しなければならない。
--	----------------

(3)定款第 21 条関係

改正案	現行
(役員) 第 21 条 本会に、次の役員を置く。 (1) 理事 10 名以上 20 名以内 (2) 監事 2 名 (以下略)	(役員) 第 21 条 本会に、次の役員を置く。 (1) 理事 15 名以上 20 名以内 (2) 監事 2 名 (以下略)

(4) 定款第 23 条関係

改正案	現行
(理事の職務及び権限) 第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。 2 会長は、本会を代表し、業務を執行する。 3 副会長は、会長を補佐し、業務を執行する。 4 業務執行理事は、理事会の決議により、分担して業務を執行する。 5 会長、副会長及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。	(理事の職務及び権限) 第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。 2 会長は、本会を代表し、業務を執行する。 3 副会長は、会長を補佐し、業務を執行する。 4 業務執行理事は、理事会の決議により、分担して業務を執行する。

(5) 定款第 54 条関係

改正案	現行
(公告) 第 54 条 本会の公告は、電子公告により行う。 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。	(公告) 第 54 条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

定款の一部改正の説明に対し、会員から次の質問があった。

- ・理事の数が減った場合、今の副会長や業務執行理事の人数はどうなるのか。
- ・会員や事業が増加する中で、理事の定数が減ることについて問題はないか。
- ・電子公告の対応は、事務局と役員のどちらが行うのか。

これらの質疑に対し、三上会長が次のとおり回答した。

- ・理事の数を減らす場合、副会長や業務理事の数の見直しも必要と思われる。
- ・ただし、当面は現行の理事定数を維持し、将来的に減らす場合は、委員会体制を見直すなど理事に負担がかからないよう配慮する。
- ・公告の内容は役員が確認し、事務局が対応する予定である。

質疑終了後、議長が第 1 号議案を議場に諮ったところ、本日の総会の出席、書面等表決、委任を含めて 847 名が賛成し、定款第 49 条の規定の正会員総数の 3 分の 2 (758 名)を超えたため、第 1 号議案は可決された。

以上をもって臨時総会の議事全部の審議を終了した。